

国会法の一部を改正する法律案要綱

一 参議院の常任委員会について、予算委員会、決算委員会、議院運営委員会及び懲罰委員会以外の委員会を次の十二の委員会に改めることとする。 (第四十一条第三項関係)

- 1 総務委員会
- 2 法務委員会
- 3 地方行政・警察委員会
- 4 外交・防衛委員会
- 5 財政・金融委員会
- 6 文教・科学委員会
- 7 国民福祉委員会
- 8 労働・社会政策委員会
- 9 農林水産委員会
- 10 経済・産業委員会

11 交通・情報通信委員会

12 国土・環境委員会

二 参議院に常任委員会として行政監視委員会を新設するものとする。 (第四十一条第三項関係)

三 この法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする。 (附則関係)